

(別記)

水産業省エネ・省コスト機器等導入緊急支援事業

第1 事業実施主体について

(1) 法人の範囲

専従者を雇用し、概ね周年にわたり操業している次に掲げる事業者は、本事業において、法人として扱うこととする。

- ・ 定置網漁業経営体（個人及び網組を含む。）
- ・ 小型底びき網漁業経営体（個人含む。）
- ・ その他知事が認める漁業経営体

(2) 認定漁業者の範囲

概ね事業実施期間の末日の属する年度内に認定漁業者になることが見込まれている者は認定漁業者とし、事業実施計画書を申請できるものとする。

(3) 認定新規漁業者の範囲

本事業の応募時点で地域漁業者認定審査会において、漁業経営開始計画が適正と認められている者は認定新規漁業者とし、事業実施計画書を申請できるものとする。

第2 補助対象となる機器・漁具等について

備品購入費や需用費の範囲内で導入できるものとし、作業場や加工場等施設の整備に係る経費は補助対象外とする。